

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 418号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡天龍村神原6184番の16地先から 下伊那郡天龍村神原6184番の18地先まで	旧	6.9 ~ 22.2 m	0.0097 Km
同 上	新	6.9 ~ 32.3	0.0097

道路管理課

選告示第5号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

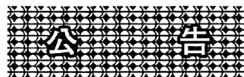
令和4年4月14日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

別表第1の不在者投票のできる介護医療院中

「介護医療院 添え木 塩尻市宗賀1295番地」を
「医療法人暁会 介護医療院じんあい 伊那市西町4906
介護医療院 添え木 塩尻市宗賀1295番地」に改める。

選挙管理委員会



公告

調理師試験を次のとおり行います。

令和4年4月14日

長野県知事 阿 部 守 一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和4年9月14日(水) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論

3 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、調理師法(昭和33年法律第147号)附則第3項又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 調理師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 履歴書

ウ 調理業務従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

エ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、令和3年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者は、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(6,200円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄に貼って、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

令和4年7月5日(火)から令和4年7月7日(木)まで(郵送による場合は、令和4年7月7日までの消印があるもの限り受け付けます。その際、84円切手を貼ったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所(保健所)(長野市を受験地として希望する場合には長野市保健所、松本市を受験地として希望する場合には松本市保健所においても受付が可能です。)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

令和4年10月13日(木)に受験願書を受け付けた保健福祉事務所(保健所)、長野市保健所及び松本市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所(保健所)、長野市保健所又は松本市保健所にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

令和4年4月14日

長野県知事 阿部守一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和4年9月14日(水) 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所(保健所)の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技

3 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」といいます。)附則第3項又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号。以下「省令」といいます。)附則第2項に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第57条、法附則第3項又は省令附則第2項に規定する者であって、2年以上菓子製造業、複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものに従事したもの

(3) 法附則第2項に規定する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 製菓衛生師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本も持参してください。若しくは卒業証明書(郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。))若しくは当該施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証明する書類として知事が別に定めるもの又は菓子製造業従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

なお、令和3年度に長野県が実施した製菓衛生師試験において、製菓衛生師試験受験願書に上記イに掲げる書類を添付して受理された者は、イに掲げる書類の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料(9,400円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄に貼って、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

令和4年7月5日(火)から令和4年7月7日(木)まで(郵送による場合は、令和4年7月7日までの消印のあるもの限り受け付けます。その際、84円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所（保健所）（長野市を受験地として希望する場合にあっては長野市保健所、松本市を受験地として希望する場合にあっては松本市保健所においても受付が可能です。）

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

令和4年10月13日（木）に受験願書を受け付けた保健福祉事務所（保健所）、長野市保健所及び松本市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所（保健所）、長野市保健所又は松本市保健所にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

食品・生活衛生課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年4月14日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

安曇野都市計画下水道 犀川安曇野流域下水道

2 都市計画を定める土地の区域

安曇野都市計画区域

平成24年長野県告示第829号の2. 排水区域の備考欄「明科処理区を除く」を削除する。

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、長野県犀川安曇野流域下水道事務所、安曇野市役所

4 縦覧期間

自 令和4年4月15日

至 令和4年4月28日

生活排水課

公告

農業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次の生産事業者を登録しました。

令和4年4月14日

長野県知事 阿部守一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1404	北澤 芳章 須坂市大字日滝 948-1	種穂の採種、精選 幼苗の育成	北澤 芳章 須坂市大字日滝 948-1

森林づくり推進課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

令和4年4月14日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和4年7月1日(金)から令和4年7月8日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の6日間	午前9時30分から午後5時まで

(注) 講習の受付時間は、令和4年7月1日(金)午前9時5分から午前9時20分までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOiGO WEST 3階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

20名

5 講習の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(ア) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和4年5月9日(月)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和4年6月13日(月)から令和4年6月17日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(38,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

- 講習における修了審査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。
- 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。
- この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。
- この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

令和4年4月14日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

- 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
令和4年7月6日(水)から令和4年7月8日(金)までの3日間	午前9時30分から午後5時まで(令和4年7月6日(水)は、午後1時10分から午後5時まで)

(注) 講習の受付時間は、令和4年7月6日(水)午後0時40分から午後1時までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOiGO WEST 3階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

20名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(8) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(10) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和4年5月10日(火)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和4年6月13日(月)から令和4年6月17日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(14,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話026-233-0110内線3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

正 誤

令和4年3月31日付け公告「長野県景観条例に基づく景観育成住民協定の認定」中

ページ 行(箇所)

誤

正

73 表中 軽井沢町旧軽井沢新和渡戸通り地区景観育成住民協定 軽井沢町旧軽井沢新渡戸通り地区景観育成住民協定

都市・まちづくり課